

10月 マイナンバー通知開始

マイナンバーとは

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策などの手続きで複数の機関に存在する個人情報が一の情報であることを確認するために利用する12桁の番号のことで、住民票があるすべてのかたに付番されます。

何が変わるの？

1 行政の効率化

手続きが正確で早くなる

行政機関での作業の効率化が図られ、手続きがスムーズに。

2 利便性の向上

面倒な手続きが簡単に

申請時に必要な所得証明書などの書類が省略できるように。

3 公平・公正な社会へ

給付金などの不正受給の防止

行政機関が所得状況などを把握しやすくなり、不正受給を防止。

スケジュール

10月から

●住民票の住所に通知

住民票を有するかた(外国人を含む)に12桁のマイナンバーを通知します。

—通知の中身を確認—

通知は簡易書留で届きます。次の書類が入っているか確認しましょう。

- ・マイナンバー「通知カード」
- ・「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
- ・説明書

来年1月から

●マイナンバー利用開始

—「個人番号カード」交付—

個人番号、氏名、住所などが記載された顔写真付ICカードで、身分証明書や電子申請に使用できます。

「個人番号カード」は申請者に交付します。

お問い合わせ
ください



次のような事情で、市内に住
民登録がなくお住まいのかたは、
**9月30日(水)までに通知の送付先
変更手続きが必要となりますの
で、住民登録のある市区町村窓口
にお問い合わせください。**

- DV被害で避難されているかた
- 東日本大震災で被災し、避難者登録されているかた
- 長期間、医療機関・施設などに入院・入所することが見込まれ、住民登録地で本人以外が通知を受け取れないかた

問い合わせ

〈通知カード〉送付先変更〉

市民課 ☎048-258-7923

FAX 048-250-1169

(平日8時30分～17時15分)

Q & A



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

マイナちゃんに
聞いてちょう



Q マイナンバー導入で個人情報の扱いはどうなるの？

A 個人情報を一元管理するのではなく、従来どおり、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。また、他人のマイナンバーを不正に入手すると、処罰の対象となります。

Q マイナンバーはどのような場面で使うの？

A 来年1月から、年金・雇用保険・医療保険の手続き、児童手当などの福祉の給付、確定申告など税の手続きでマイナンバーの記載を求められることとなります。